

令和5年度白鷹町農畜産物等放射性物質対策事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、放射性物質による農畜産物等の汚染及び風評被害の対策を行うことにより、白鷹産農畜産物等の安全・安心を担保し農業の振興を図るために、白鷹町補助金等の適正化に関する規則(昭和52年規則第5号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金交付の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は次に掲げる事業とする。

放射性物質自主検査事業

(事業実施主体)

第3条 補助金の交付対象となる事業実施主体は、放射性物質による農畜産物等の汚染及び風評被害により、農業生産活動や自ら販売を直接行うなどの行為に支障をきたす恐れのある白鷹町内の者とし、次に掲げる者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、農業経営改善計画の認定を受けた者
- (2) 農業生産団体及び農業協同組合
- (3) 委託販売事業者(農産物直売所等)
- (4) その他町長が認める者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

放射性物質測定機関(以下「検査機関」という。)に支払う検査料(検査機関に検体を送るのに要する費用は除く。)とし、補助金の額は1検体につき、検査料として支払った額(消費税を除く)に $1/2$ を乗じた額(千円未満の額は切り捨て)又は10,000円のいずれか低い額を上限とする。なお、対象となる検体は、原則申請者1人につき4検体までとする。ただし、前条(2)及び(3)、(4)のいずれかに該当する者で、複数の対象者を取りまとめて申請する場合は、対象者1人につき4検体を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和5年度白鷹町農畜産物等放射性物質対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 放射性物質自主検査事業計画書(様式第2号)
- (2) 前号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(条件)

第6条 規則第6条に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体に係る事業の内容の新設又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 補助事業に要する経費の増又は経費の30%を超える減

2 規則第6条の規定により補助事業の変更について町長の承認を受けようとする場合は、令和5年度白鷹町農畜産物等放射性物質対策事業費補助金変更交付申請書(様式第1号)及び放射性物質自主検査事業変更計画書(様式第2号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 事業実施主体は、補助事業を完了したときは、令和5年度白鷹町農畜産物等放射性物質対策事業費補助金実績報告書(様式第3号)に下記の書類を添付のうえ、補助事業完了後20日を経過する日又は令和6年4月5日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

事業実施に伴う証拠書類(検査機関の証明書、領収書等)の写し

(帳簿の備付け)

第8条 事業実施主体は、補助金と対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。